

## Ⅲ 種目全般に係る留意点

### 福祉用具の選定について

介護保険の理念である一人ひとりの尊厳の保持と自立を支援するために幅広い視点から生活全般を捉え、生活の将来予測に基づく支援の調整が必要となる。このため、過度な福祉用具の使用とならないよう、本人の意思を尊重し、適切な福祉用具の選択と使用が可能となるよう支援する必要がある。

福祉用具の選定にあたっては、下記のような視点を踏まえることが重要である。なお、個々の種目の選定の視点についてはIV章を参照すること。

視点	具体的視点の例
①利用目的	要介護者等や家族の思い、希望する生活 等
②利用者	要介護者等の希望、心身の状況・変化 等
③介護者	介護力、介護技術 等
④住環境	住宅の構造、生活動線 等
⑤他の福祉用具	複数の用具を使用する場合の動作や生活の流れ 等

### 福祉用具の再購入について

特定福祉用具販売の種目について、利用者に対して福祉用具を提供した後に、利用者の状態の変化等に伴い、福祉用具を変更する必要がある場合には、同じ種目の福祉用具を再購入することについては、使用期間にかかわらず、福祉用具の必要性について適切なケアマネジメントにより検討することが重要である。

### 貸与と販売の選択制について

令和6年4月より貸与と販売の選択制が導入され、下記の種目が特定福祉用具販売の給付対象に追加されたことから、介護支援専門員又は福祉用具専門相談員は、利用者に対して、貸与又は販売を選択できることについて十分な説明を行い、選択にあたっての必要な情報提供及び医師や専門職の意見、利用者の身体状況等を踏まえた提案を行う必要がある。当該福祉用具を貸与した場合、福祉用具専門相談員は利用開始後6ヶ月以内に少なくとも一度モニタリングを行い、当該福祉用具の利用の必要性について確認することとする。

【令和6年4月より特定福祉用具販売の給付対象に追加された種目】

- スロープ
  - ・ 厚生省告示第93号（以下「貸与告示」という。）第8項に掲げる「スロープ」のうち、主に敷居等の小さい段差の解消に使用し、頻繁な持ち運びを要しないものを行い、便宜上設置や撤去、持ち運びができる可搬型のものは除く。
- 歩行器
  - ・ 貸与告示第9項に掲げる「歩行器」のうち、脚部が全て杖先ゴム等の形状となる固定式又は交互式歩行器を行い、車輪・キャスターが付いている歩行車は除く。
- 歩行補助つえ
  - ・ カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホームクラッチ及び多点杖に限る。

## 医師・リハ専門職等への意見の確認

要介護状態の高齢者は複数の疾患や障害を抱えている。また、医療ニーズの高い疾患や予後予測が難しい状態など症状は様々である。疾患によっては特徴的な症状が把握できることもあれば、心身機能等の把握が難しく、それぞれの症状によっては、専門職の意見を聞きながら、予後予測の見立てやリスクに関する情報収集をもとにアセスメントする必要がある。適切なケアマネジメントのために、福祉用具の必要性や対処方法について、介護支援専門員や福祉用具専門相談員が、医師やリハ専門職等の意見を求めることが望ましい具体例を以下に示す。

- 進行性疾患（パーキンソン病、脊髄小脳変性症など）により状態の変化や悪化が起りやすい場合
- 起立性低血圧等、血圧の変動の可能性がある場合
- 認知機能の低下や高次脳機能障害により用具の使用や操作が難しいと考えられる場合
- 関節に著しい拘縮や変形がある場合
- 著しい感覚障害がある場合
- 骨の脆弱性が疑われる場合
- 四肢に欠損がある場合
- 著しい筋力低下がある場合
- 筋緊張の亢進や低下、変動がある場合
- 重度の視覚障害の場合
- 全身等に痛みがある場合
- からだが極端に大きい又小さい場合
- 皮膚の脆弱性が疑われる場合
- 浮腫など、循環障害が考えられる場合
- 転倒のリスクが高いと考えられる場合
- 嚥下障害がある場合
- 介護者に対する指導に留意が必要と考えられる場合 等

このような利用者の状態像が観察される場合は、可能な限り医学的な情報を収集し、サービス担当者会議等を通じて適切に福祉用具が提供されることを期待する。

本判断基準の「使用が想定しにくい状態像」又は「使用が想定しにくい要介護度」に該当する、しないに関わらず、福祉用具の選定にあたっては、利用者の状態像の確認のために医師やリハ専門職等の多職種の見解を参考にすることで、利用者の心身の状況等に対し、より適応した福祉用具の選定につながることを忘れてはならない。

また、介護保険給付は原則対象外とされる場合であっても、疾病その他の原因、個別の利用者の生活状況や解決すべき課題等によっては、使用が考えられる場合もあるため、一律に適応外とすべきではないことに留意する必要がある。介護保険給付が原則対象外となる要支援・要介護1の者について、厚生労働大臣が定める告示に該当する対象者の場合は、市町村による判断の、i)～iii)において、いずれかに該当する旨が医師の医学的な所見に基づき判断されている場合には、例外的に給付が可能である（「Ⅱ 活用方法（参考）要支援・要介護1の者に対する福祉用具貸与について」（P5・6）参照）。i)～iii)の例として示されている「パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象」や「がん末期の急速な状態悪化」、「ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎」などの可能性が予見される場合は、医療ニーズの高い要介護者等であり、適時に提供するためには、周囲の支援者との情報共有は、特に注意が必要である。

## 事故・ヒヤリハットの防止

福祉用具においては、利用者の状態像と機器が適応していないことや、利用方法や機器の不具合等が原因で事故やヒヤリハットが発生している。

このため、福祉用具専門相談員は当該福祉用具の使用方法、使用上の留意事項等について十分な説明を利用者の家族や訪問介護員等（以下「家族等」という。）に行った上で、実際に当該福祉用具を使用させながら指導を行い、安全に使用できることを確認することが重要である。

また、当該利用者に関わる専門職は、それぞれのサービス提供時の事故防止に留意することや、当該福祉用具を提供した後に利用者が適切でない利用方法で使用していないか、不具合が生じていないか等を念頭に、利用者の日々の使用状況について確認を行うことが望ましい。

なお、個々の用具について発生している重大事故の例について、各種目の章に掲載しているが、同様の事故が発生しないよう注意喚起や指導を含めた貸与・販売計画を作成することやサービス担当者間の情報共有が重要となる。

さらに、事故・ヒヤリハット情報については、介護サービス関係者に対しても広く周知され活用されることが重要である。